

金沢美術工芸大学社会連携センター産学連携部門規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程第 75 号

(設置)

第 1 条 本学の産学連携による研究事業を実施するため、社会連携センターに産学連携部門を置く。

(組織)

第 2 条 社会連携センター産学連携部門に、次の職員を置く。

- (1) 社会連携センター産学連携部門長（以下「部門長」という。）
- (2) 社会連携センター特任研究員（以下「特任研究員」という。）
- (3) 産学連携による研究プロジェクトの担当として、理事長が指名する教員（以下「研究担当」という。）
- (4) 事務局職員

2 部門長、特任研究員、研究担当の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業の執行)

第 3 条 部門長は、担当する理事の監督のもとに、研究プロジェクトを総括し、部門に属する職員を指揮監督する。

- 2 特任研究員は、部門長を補佐し、研究プロジェクトに関して部門長が指示する業務を行う。
- 3 研究担当は、部門長が指示する研究を行う。
- 4 研究プロジェクトの担当は、必要に応じ、外部に委嘱又は外部から招へいすることができる。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。